

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社かんでんエンジニアリング
代表者及び住所 大阪府大阪市北区中之島6-2-27
代表取締役社長 大久保 昌利
2. 指名停止措置期間 : 令和7年7月4日から令和7年10月3日まで(3ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社かんでんエンジニアリングは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日及び令和6年7月17日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。
当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。
このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社かんでんエンジニアリングが建設業法の規定により、監督処分(指示処分及び営業停止処分22日間)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)